

2015年度の独禁法違反事件に対する公正取引委員会の処理状況をみると、最大の案件は、北陸新幹線の融雪設備工事を巡る談合事件であっただろう。

公取委は不当な取引制限に当たるとして、15年10月、受注側の設備工事会社11社に対して排除措置命令を出すとともに、うち7社に対して計10億円余の課徴金納付命令を出した。この事件を巡っては、既に14年3月に計8社が公取委の刑事告発を受け、東京地検により独禁法違反の罪で起訴され、同年11月までに有罪が確定している。

独禁法は誰のためのものか？

東日本高速道路会社の東北支社が発注した12件の工事の入札で、落札企業や入札価格を事前調整した疑いにより、公取委は、今年2月末、入札に参加した道路舗装10社と営業担当者らを刑事告発した。震災被災地などからは、「復興予算を食い物にするのか」などの厳しい批判の声が寄せられた。

新聞紙上をにぎわしたこれらの事件の傍らで、あまり目立たぬものの、われわれの生活に身近な問題への取り組みもみられる。昨年6月末には、京都、大阪、兵庫3府県などの私立小学校でつくる団体が加盟校間で児童の転校を制限する取り決めをしていたのは、事業者団体による競争の実質的制限に当たるとされている。公取委は、関連の

人ホームの問題などについても競争政策の観点から切り込んでいくことが求められよう。

独禁法に関しては、事業者間の取引問題が取り上げられ、それが報道などでも大きく取り上げられることが多い。しかし、一人一人の消費者と密接な関係を有する生活・社会問題を独禁法の運用として取り上げる意義は極めて大きいと思われる。

独禁法1条には、同法の目的として「公正且つ自由な競争を促進し、…以って、一般消費者の利益を確保する」と規定されている。競争を通じて消費者の利益を確保することが独禁法の究極の目的とされているわけである。

こうした独禁法の本来的な枠立てからすると、個別のカルテル違反事件の公表などに当たっても、法執行による消費生活面への影響や効果にもつと言及することが求められるのではないだろうか。

消費者の利益をもっと前面に

この事件と並んで注目されたのが東日本大震災で被災した高速道路の復旧工事を巡る談合事件であった。



名古屋経済大学教授
消費者問題研究所長

田口 義明

私立小学校連合会4団体に警告した。

また、保育所に入れない待機児童の解消が大きな政策課題になっている中で、公取委は、競争政策の観点から保育分野の調査を行い、多様な事業者の参入促進、補助制度・税制におけるイコールフットリングの確保などを提言している（14年6月）。今後は、少子化と並び大きな課題となっている高齢社会への対応を図るため、介護や有料老

09年9月消費者庁発足に伴い、不当表示などを規制する景品表示法の所管が公取委から消費者庁に移管された。そうしたこともあって、独禁法や公取委の業務が消費者・生活者の利益確保を目指すものであることがやや薄まってははいないかと懸念される。公取委が生活・社会問題の領域にも果敢に切り込んで消費者利益の確保を目指す姿をより前面に打ち出していくことを期待する。

たぐち よしあき 消費者政策・消費者法。東京大学法学部卒。内閣府、国民生活センターなどを経て現職。1951年生まれ。

